

## 太子町定期健康診断等業務委託仕様書

## (予定人数)

1. 定期健康診断等（定期健康診断及びストレスチェック）の予定受診者数は、次のとおりとする。

|          | 町職員   | 教職員  | 合計    |
|----------|-------|------|-------|
| 定期健診     | 200 名 | 86 名 | 286 名 |
| ストレスチェック | 200 名 | 0 名  | 200 名 |

## (定期健康診断の期間及び実施場所等)

2. 定期健康診断における実施期間及び実施場所等については次のとおりとする。

## (1) 実施場所

太子町立万葉ホール

## (2) 実施期間

実施期間は次のとおりとする。

- ・令和8年8月25日（火） 午前9時00分から午後5時00分まで
- ・令和8年9月2日（水） 午前10時00分から午後2時00分まで

## (定期健康診断の項目)

3. 全職員を対象に下記の検査を行うものとする。

① 問診（既往歴（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）・業務歴・自覚症状及び他覚所見の有無・生活状況・家族の病歴に関する調査等）の確認

② 血圧測定

基準値を超えた場合は再検査とする。

③ 尿検査（糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン・pH）

事前に容器配布を行い、当日は検体回収のみとする。

④ 視力検査

⑤ 聴力検査（オージオ法）

⑥ 身長、体重、腹囲、BMI

⑦ 胸部X線直接撮影（2重読影）

【教職員全員と町職員の一部を除く】

⑧ 血液検査（赤血球・白血球・Hb・Ht・総蛋白・クレアチニン（eGFR）・GOT・GPT・r-GTP・血糖・T-cho・TG・HDL-cho・LDL-cho・MCV・MCH・MCHC・HbA1c・BUN・尿酸）

- ⑨ 心電図検査 (安静時 12 誘導)
- ⑩ 医師による視察・打聴診等の診察
- ※ 労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法施行規則第13条の定期健康診断の項目が改正された場合は、対処すること。また、特定健康診査の項目についても、改正された場合は、対処すること。

(定期健康診断の実施にかかる必要人員)

4. 定期健康診断の実施にかかる必要人員は、別紙のとおりとする。

(オプション検査の項目)

5. 定期健康診断の実施に併せて、希望者が自己負担で受診できるオプション検査を実施するものとする。オプション検査の項目については、少なくとも下記の検査を設けること。

- ① 腫瘍マーカー  
血液検査 (AFP、CEA、CA19-9、PSA、CA125)
- ② 胃がんリスク検診 (ABC 検診)  
ヘリコバクター・ピロリ抗体価検査、ペプシノゲン検査
- ③ 大腸がん検査 (便潜血二回法)  
便中ヘモグロビン
- ④ 甲状腺検査  
血液検査 (FT3、FT4、TSH)

(定期健康診断を受診できない教職員の対応)

6. 2. に規定する期間に受診できない教職員は、受託者の指定する日時及び実施場所で受診できるものとする。

(定期健康診断の帳票等の納品)

7. 健診業務終了後、受託者は委託者に次の帳票を納品しなければならない。

- ① 個人通知書 (封入されたもの) 1 部
- ② 全件リスト (当年度分のみ) 1 部
- ③ 有所見者リスト 1 部
- ④ 検査別判定集計表 1 部

(納品期限)

8. 7. に規定するもののうち、個人通知書、全件リスト及び有所見者リストについては、受診日から起算して 30 日以内に委託者に納品しなければならない。

検査別判定集計表については、検診終了日から起算して3カ月以内に委託者に納品しなければならない。

(出力帳票等の詳細)

9. 7. に規定する帳票等の詳細は、次のとおりとする。

(1) 個人通知書

受診者の受診結果が記載されたもので、解説書を同封し、密封されたものであること。

個人のプライバシー保護の観点から、紙質は、表面から内容が読み取ることができない程度の厚みあるいは彩色のあるものを使用し、受診者の氏名、所属が印字されたものであること。

納品部数は1部とし、納品時において通知書に表示誤りや破損等の箇所が発見された場合は、受託者の負担において修正等を行い、速やかに再納品するものとする。

(2) 全件リスト（当年度分のみ）

総受診者の個人別結果を記録した書類であること。

(3) 有所見者リスト

診断の結果、所見の見られた受診者の検査項目ごとの一覧であること。

※ 検査項目ごとの一覧の作成が困難な場合、委託者と協議すること。

(4) 検査別判定集計表

総受診者を、異常なし、要再検査、要精密検査などの判定区分で検査項目ごとにまとめた人数を記録した一覧であること。

※ 集計項目については、委託者と協議すること。

(ストレスチェックの項目)

10. 厚生労働省提供プログラムを使用し、ストレスチェック調査票（57項目標準版）を基にしたストレスチェック及び集団的分析を行うための仕事のストレス判定図の作成を行う。

(ストレスチェックの業務の範囲)

11. 業務の範囲は、以下のとおりとする。記載のない事項及び詳細は、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

- ① 事前打合せ
- ② 調査票の作成、納品
- ③ 調査票の回収
- ④ 個人結果の集計・分析評価、個人結果票の作成、納品

- ⑤ 面接指導対象者の抽出
- ⑥ 委託者への情報提供（同意した職員のみ）
- ⑦ 集団的分析（本町が指定した職員集団）のための集計・分析、結果の作成、納品

（ストレスチェックの実施日程）

12. 詳細は、委託者と協議の上、決定する。

（データの納品）

13. 定期健康診断等終了後、受託者は委託者に次の磁気ファイルを、検診終了日から起算して2カ月以内に納品しなければならない。

（1） 健康診断結果一覧表（町職員分と教職員分の磁気媒体は別にすること）

①大阪府市町村職員共済組合提出分

特定健康診査対象者（40歳以上74歳以下の者）の特定健康診査項目データ（厚生労働省の標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に規定されている標準仕様XML形式）

ファイルのフォーマット及びファイル形式については発注者と協議するものとする。

なお、この特定健康診査データ作成及び提供等に係る費用の一切は大阪府市町村職員共済組合が負担することとし、データ様式、請求方法等の詳細な事項については、発注者、受注者、大阪府市町村職員共済組合の三者の間で協議することとする。

②公立学校共済組合大阪支部提出分

定期健康診断受診者のうち、教職員の特定健康診査項目データ（厚生労働省の標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に規定されている標準仕様XML形式）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第2項の規定に基づき、公立学校共済組合大阪支部が学校設置者に対して提供を求める健診結果を記録した磁気媒体（光ディスクまたはこれに準ずる媒体）であること。

なお、この特定健康診査データ作成及び提供等に係る費用の一切は公立学校共済組合大阪支部が負担することとし、データ様式、請求方法等の詳細な事項については、発注者、受注者、公立学校共済組合大阪支部の三者の間で協議することとする。

（2）ストレスチェック受診データ

(留意事項)

14. この仕様に定めのないことやその他詳細については、その都度打合せすること。また、本仕様書について疑義または変更の必要が生じたときは、その都度委託者と協議し、その指示を受けるものとする。